

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第5部門第3区分

【発行日】平成18年8月24日(2006.8.24)

【公開番号】特開2004-101168(P2004-101168A)

【公開日】平成16年4月2日(2004.4.2)

【年通号数】公開・登録公報2004-013

【出願番号】特願2003-195667(P2003-195667)

【国際特許分類】

F 2 8 F 1/00 (2006.01)

F 2 8 F 1/36 (2006.01)

【F I】

F 2 8 F 1/00 C

F 2 8 F 1/36 C

F 2 8 F 1/36 D

F 2 8 F 1/36 F

【手続補正書】

【提出日】平成18年7月7日(2006.7.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】請求項10

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項10】樹脂被膜層及び/又は樹脂製の外周フィンは、カーボンナノファイバーを含有させた事を特徴とする請求項1、2、3、4、5又は8の耐食性を有する伝熱管。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0053

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0053】

また、図7に示す第7実施例では、アルミ管を使用した細径金属管(1)の外表面に、亜鉛メッキ及びクロメート被膜の2層から成る防食メッキ層(2)を形成するとともにこの防食メッキ層(2)の外周面に、金属との密着性に優れたPA12製の第1層(14)を設け、このPA12製の第1層(14)の外周面に耐水性や耐薬品性に優れたPP製の第2層(15)をコーティングし、2層構造の樹脂被膜層(3)としている。そして、この2層の樹脂被膜層(3)の肉厚を100μm~1mmとする事で、耐水性や耐薬品性、及び耐衝撃性が高く、且つ熱伝導性を損なう事のないものとなる。この2層構造の樹脂の組み合わせは、上記PA/PPの他にも、PA/PA、PP/PP、PA/PE等が挙げられる。また、3層以上の樹脂被膜層(3)としても良い。